

国立大学法人京都大学役員給与規程

(平成十六年達示第七十九号)

(総則)

第一条 役員給与は、この規程の定めるところによる。

(役員給与)

第二条 役員給与は、常勤の役員については、俸給、都市手当、通勤手当、単身赴任手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当、通勤手当とする。

(給与の支給日)

第三条 給与の支給日は、国立大学法人京都大学教職員給与規程(以下「教職員給与規程」という。)第九条の例に準じる。

(俸給)

第四条 俸給月額は、次に定める。

総長 百三十二万八千円

理事 七十八万三千円から九十九万千円の範囲内で総長が定める額。

監事 五十七万三千円から七十八万三千円の範囲内で総長が定める額。

(都市手当)

第五条 都市手当は、教職員給与規程第十六条の例に準じて支給する。

(通勤手当)

第六条 通勤手当は、教職員給与規程第十八条の例に準じて支給する。

(単身赴任手当)

第七条 単身赴任手当は、教職員給与規程第十九条の例に準じて支給する。

(期末特別手当)

第八条 期末特別手当は、教職員給与規程第三十二条の例に準じて支給する。

2 前項の期末特別手当の額は、国立大学法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)が行う業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度を総合的に勘案して、前項の規定による期末特別手当の額の百分の十の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

(俸給の支給)

第九条 俸給の支給は、教職員給与規程第十条の例に準じて支給する。

(非常勤役員手当)

第十条 非常勤役員手当の月額は、次に定める。

理事 二十一万八千二百円から八十七万二千八十円の範囲内で総長が定める額。

監事 十七万二千二百六十円から六十八万九千四十円の範囲内で総長が定める額。

2 非常勤役員について前項の定めにより難しいときは前項の月額を基礎に算定した日額に年間労働予定日数を乗じ、その額を十二で除して得られた額に相当する額を月額とすることができる。

(給与の支払方法)

第十一条 役員の給与は、その全額を現金で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員の給与は、役員の同意を得て、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込みの方法により支払うことがある。

(端数の計算)

第十二条 この規程により計算した金額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第十三条 この規程の実施に関し必要な給与の支給に関する事項は、教職員の例に準じる。

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 非常勤の役員については、業務に対する貢献度に対して、総長が特に必要と認める場合には、第二条の規定にかかわらず、第八条(期末特別手当)に相当する手当を、その者が常勤の役員としたときに支給される額を超えない範囲で総長が定める額を支給することができる。